

お客様各位

2026年4月23日

三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社

オルタナ「約款集」の一部改訂について

いつも格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。  
さて、サービス変更に伴い、2026年5月8日よりオルタナの「約款集」を改訂いたしますので、ご案内申し上げます。

(下線部変更)

新	旧
<p><b>4. 特定口座に係る上場株式等保管委託約款</b></p> <p>(特定口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. お客様が当社に対して、租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出又は電磁的方法により提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の<u>支払確定日前の、当社が定める日以降</u>、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出を行うことはできません。</p>	<p><b>4. 特定口座に係る上場株式等保管委託約款</b></p> <p>(特定口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. お客様が当社に対して、租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出又は電磁的方法により提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の<u>支払が確定した日以降</u>、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出を行うことはできません。</p>

以上